

広島女学院大学総合研究所年報

〔電子版〕

Vol. 20



広島女学院大学総合研究所

2016

目 次

I.	はじめに.....	所長 佐藤 茂樹	(1)
II.	2015 年度広島女学院大学学術研究助成【研究概要報告】..... 〔共同研究〕		
	共生社会に資する「生きる力」を育むための学習支援に関する研究...	小林 文香	(3)
III.	2015 年度広島女学院大学学術研究特別助成報告.....		(4)
IV.	2014 年度広島女学院大学学術研究助成【研究成果報告一覧】.....		(5)
V.	特別専任研究員の活動報告.....	久村 希望	(8)
VI.	客員研究員の活動報告.....	田中 圭子	(11)
VII.	2015 年度広島女学院大学学術研究助成【交付一覧】.....		(15)
VIII.	2015 年度科学研究費補助金【交付一覧】.....		(16)
IX.	関係規程.....		(17)

I . はじめに

所長 佐藤茂樹

本研究所は、広く人文・社会、自然の諸領域にわたる専門の学術理論及び応用に関する総合的な研究を行い、学術・文化の創造と発展に貢献するとともに、地域社会に寄与することを目的としています。

2015年度の広島女学院大学学術研究助成の交付件数は、「学会特別助成」1件でした。2015年度科学研究費補助金の採択は1件で、継続分を含めて6件です。ほかに分担金の配分が4件ありました。また、公益財団法人による研究助成金の交付が2件ありました。『広島女学院大学論集』を2年ぶりに刊行し12編の論文を掲載することができました。

恒例の本学の「公開セミナー」は、大学の学術研究成果の公開により、地域の皆様の知的好奇心にお応えし、地域社会に貢献することを目的に、毎年秋にシリーズとして行っていますが、今年度から、地域連携センターの管理運営となりました。詳しくは、そちらの報告、または本学ホームページを御覧ください。牛田公民館と早稲田女性会との共催による「早稲田アカデミー」、財団法人未来都市創造財団ひと・まちネットワーク部の「シティーカレッジ」も同じく、同センターの管轄となりました。

本研究所に所属する特別専任研究員1名は、自身の研究課題に取り組むほか、週3回、月・金は12時～17時まで、水は9時～15時まで、図書館でラーニング・アドバイザーとして、学生に対して学習支援を行いました。2年目となる2016年度は、研究員の都合もあり、柔軟な時間設定を考えています。客員研究員1名も、自らの研究課題の究明と研究成果の社会への還元に努めました。研究員の活動の詳細については、本年報「研究員の活動報告」をご覧ください。

本研究所は、上記のような研究活動を行いました。地域との連携は、大学にとってますます重要となりますが、その専門的部署として、地域連携センターが担うこととなりました。そのため、本研究所は、学術研究支援、および、科学研究費などの公的資金の公正な使用のための、適正な管理・運営を取り扱います。今年度は、文部科学省の「公的研究費の管理・監査のガイドライン」「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」により策定しました「広島女学院大学における公的研究費の管理・監査の基本方針」「広島女学院大学における公的研究費の不正防止計画」に基づき管理・運営いたしました。さらに、今年度「広島女学院大学における研究費の取扱いに関する規程」を策定しました。公的研究費と個人研究費の使用の取り扱いを一元化しました。そのことによって、全教員にCIT Iの受講が定められました。本学においては、不正な使用はこれまでなかったのですが、文部科学省から強く求められている、

公的研究費の不正使用への防止対策のためです。今年は、科研費申請のための説明会に、新たに科研費獲得のためのビデオ視聴の時をもちました。例年、説明会は科研費申請の要領確定後に行っていますが、科研費獲得のための支援として、確定以前にも行い実効性ある説明会にする必要があると思います。本研究所のあり方についてのご意見、ご希望がございましたら、お聞かせください。よろしくお願いいたします。

Ⅱ. 2015 年度広島女学院大学学術研究助成 【研究概要報告書】

〔共同研究〕

共生社会に資する「生きる力」を育むための学習支援に関する研究

研究代表者 人間生活学部 生活デザイン・建築学科 准教授 小林文香

研究分担者 人間生活学部 生活デザイン・建築学科 准教授 檜崎久美子

1. 研究の目的と意義

家庭科教育では多様なニーズを持つ人々が多様な生活を営み、共生する社会を念頭に、これから社会を担う若者には意思決定能力、問題解決能力、生活の場での技能・技術および実践力が必要とされている。しかし、高校までの教育課程また家庭生活中これらの「生きる力」が十分に養われているとは言いがたい。また、家庭科教職課程の学生たちは、教育職につくための学びだけでなく、自身の「生きる力」も養い、それらを教育現場において次世代に継承していかなければならない。そこで本研究では、家庭科教職課程をもつ学部・学科における家庭科教職課程の学生に対する教育プログラムおよび学習支援の検討を目的とする。

2. 研究方法

本研究では以下の調査・分析を行い、家庭科教職課程の学生の学びの課題を整理した後、住生活、衣生活分野の教材開発および授業実践を行う。

- ① 家庭科教育実践の先進事例調査、教材収集による家庭科教職課程学生の学びの現状把握
- ② 大学生の家庭科における学びおよび家庭生活における生活に関する技術力・実践力習得の現状把握
- ③ 家庭科教職課程学生を対象に、「家庭科」の教科書の理解度調査及び実践調査

3. 研究報告

昨年度に引き続き、家庭科教育実践の事例調査、教材収集、家庭科教職学生の学びの現状把握、大学生の家庭での衣生活における現状調査、大学生の高等学校「家庭」における住生活の学びに関する現状調査を行い、家庭科教職学生及び大学生の衣生活、住生活における課題を把握した。また、家庭科教職課程学生及び大学生に実践ワークショップを行い、学生の家庭生活における技術力・実践力の現状を把握し、課題を整理した。これらの課題をもとに、教育プログラム及び学習支援のあり方について検討を行った。

Ⅲ. 2015 年度広島女学院大学学術研究特別助成報告

学会特別助成

- ・小林 文香 人間生活学部 生活デザイン・建築学科 准教授
公益社団法人都市住宅学会2015全国大会 2015年11月27日 - 29日

IV. 2014 年度広島女学院大学学術研究助成

【研究成果報告】

[個人研究]

- ・ 細田 みぎわ テーマ 東日本大震災における被災地での復興住宅のあり方

成果 1) その他

細田みぎわ

[建築作品] 1) 「東日本大震災における復興住宅のあり方・宮城県東松島市災害公営住宅の提案」『広島女学院大学人間生活学部紀要』第3号、2016年3月 pp.125-134.

[パネル展示] 1) 「東日本大震災の復興住宅のあり方」広島県建築士会一平成 27 年度青年・女性建築士の集い中四国ブロック広島大会「文化の遺伝子」まちづくり活動パネル展、2015年6月6日～6月20日、しまなみ交流館市民ギャラリー（広島県尾道市東御所町 10-1）

- 橋本 一夫 テーマ Bochner 可積分関数の多次元上の開領域での本質的有界変動の特徴付けに関する研究

成果 1) 学会誌等(以下、二重線:研究代表者)

Gen Nakamura and Kazuo Hashimoto ‘On the essential bounded Riesz Φ -variation’ *Revista Matemática Complutense* (Spring Verlag, Berlin). (査読中)

2) 口頭発表

橋本一夫・中村元「局所可積分関数の変動量について」ポテンシャル論セミナー, 2015年10月23日.

- 宮本 陽子 テーマ 1789年から1800年に書かれたサドの小説におけるフランス革命

成果 1) 学会誌等

宮本陽子「反 - 革命史 サド主要小説作品解題 自然と歴史への反抗の軌跡」, 『ユリイカ』9月号(「特集サド 没後200年・欲望の革命史」), 青土社, 2014年9月, 221-230頁, 単著. (依頼原稿)

宮本陽子「パンフレットを書くサド」, 『百科全書』・啓蒙研究論集第3号, 2015年3月, 81~104頁, 単著. (審査有)

2) 口頭発表

宮本陽子「ルソー・サド・ロベスピエール」, 百科全書・啓蒙研究会, 2014年6月21日, 慶応大学三田校舎.

宮本陽子「サドと革命」, 京大人文研共同研究啓蒙とフランス革命II 恐怖の研究会, 2014年7月4日, 京都大学人文研.

三榎 正典 テーマ レッジョ・エミリア教育の美的活動における学びの「可視化」

成果 1) 学会誌等

三榎正典「レッジョ・エミリア教育の美的活動における学びの「可視化」2」(単著)『広島女学院大学人間生活学部紀要』, 第2号, pp.53-58, 2015年3月.

三榎正典「臨床美術のアートプログラムにおける学びの「可視化」」, 『広島女学院大学幼児教育心理学科紀要』創刊号, 2015年3月.

2) 口頭発表

三榎正典「美的活動における学びの「可視化」」(単著), 『臨床美術学会発表論文概要』第6回大会, pp.23-26, 2014年11月.

3) その他

三榎正典「個展」ウッドワン美術館 2014年7月~8月.

〃 頼山陽史跡資料館 2014年11月~2015年3月

三榎正典「表現活動を通じた「豊かな感性」の育ち」講演(単独), 広島市立井口中学校教育講演会, 2014年10月.

三浦 芳助 テーマ 高尿酸血症改善・予防への食品選択による尿 pH のアルカリ化の効果

成果 1) 学会誌等

下岡里英、野村希代子、神原彩、瀬山一正、石村和敬、三浦芳助
「高尿酸血症予防への食品選択による尿 pH のアルカリ化の影響」(共著)『広島女学院大学 論集』, 第 63 号(電子版第 3 号), pp. 119-128, 2016 年 3 月.

V. 特別専任研究員の活動報告

久村 希望

1. ラーニング・アドバイザー学修支援について

広島女学院大学図書館では、2010年4月より自由パソコンコーナーの「ユースフル・commons」(Useful Commons)に常駐のラーニング・アドバイザー(以下、L.A.)を配置し、個別の学修支援相談に応じてきた。また、2013年4月にはアカデミック・サポート・センター(以下、ASC)が光風館3階に設置され、講習会や学修会、個別学修相談に応じる学修支援室が開設された。このことにより、学内で学修支援の場が二つ存在する状況が生じていた。また、ASCの開設に伴い、L.A.にもこれまでの個別学修支援を中心とした支援だけでなく、講習会等の開講を要望する声が出てきた。しかし、ASCの活動との重複や連携の必要性等の問題が浮上し、学修支援の窓口を統一し、連携することでこれらの問題を解決し、学生により充実した支援が提供できるよう提案をおこなった。その結果、2015年7月からL.A.がASCの傘下に入り、予約窓口をこれまでL.A.が使用していた既存の図書館ホームページからおこなえるようにし、それらの情報をASCで一括管理できる体制を取る事となった。また、学修支援者の名称をL.A.とした。L.A.待機場所はこれまで通り、図書館(Useful Commons、Heartful Commons)とASC(光風館3階)とし、学生からL.A.担当者や支援場所の希望を受けることのできる体制を整えた。

学修支援を一本化することにより、講義形式、個別支援、単発の支援など学修支援の幅を広げ、学生が利用しやすい環境を整備することができた。

尚、2015年度の詳しい活動内容については、ASCから提出される活動報告をご参照願いたい。

【問題点及び改善方法について】

ASCの学修支援活動の中で求められているのが学力の底上げである。大学に馴染めない、授業についていけない学生や学修の仕方がわからないなど様々なニーズ、悩みを持った学生に対応していく必要がある。これらの学生にとってより良い支援を提供するために、以下の点をさらに充実させていきたい。

(1) 認知度の向上

一度利用すると継続して訪れる学生が多いが、今年度は卒業論文締め切り前などに慌てて支援を求める学生も多く見られた。支援を受けに来た4年生の学生に、ASCを利用しようと思ったきっかけを尋ねると、「ASCの存在は知っていたが、友達が支援を受けたことを聞いて利用してみようと思った。このような支援が受けられると思わなかった。」「ゼミの先生から利用するように言われた。」という声が聞こえた。このような現状から、ASCの存在は知っているが、実際にどのようなことを行っている場

所なのか、L.A.とはどのような存在なのか認知されていない部分があると考えられる。

以上の点を改善するために、ポータルサイトへの掲載、リーフレットの作成、ポスターの掲示などを継続するとともに、ゼミや講義等で更なる広報をお願いしたい。教員、友人などの勧めがあることで、利用のハードルが下がり ASC の活動も更に活性化すると考える。

(2) 信頼関係の構築

(1)に挙げたように ASC の広報を教職員等をお願いをする場合、学生の支援を頼むのであれば ASC だと思って貰えるような関係を構築する必要があると考える。現在もリーフレット、ポスター、年次報告書などで行っているように、どのような支援が行われているのか、どのような支援を受けることができるのかを明確に示すことが必要である。また、必要があれば個別に担当教員に報告を行い、連携を図り、学生の状況を相互で把握し対応することを徹底していくことで、無駄のない支援や指導をおこなうことができると考える。

これまでの支援の中で、大学生生活に馴染めない、家に居場所がないと感じていた学生が、4年間を通して長期的に支援を受けたこともあり成長を見せたという実績もある。このように、不安を抱えている学生が少しでも大学生生活で成長できたと感じられるような体制づくりをし、支援を充実させていきたい。その為にも、支援内容を明確に示し、必要であれば教職員と個々に連絡を取り合うことで、学生が信頼して支援を受けることのできる場所となるのではないかと考える。

2. 2015年度の研究概要ならびに研究成果一覧

(1) 研究概要

博士論文「異郷観の変遷と定着一目連救母説話における地獄観を中心として―」（2015年博士（文学）取得）において、御伽草子「もくれんのさうし」を中心とした目連救母説話における地獄観について研究をおこなった。日本には、古来より山中に地獄があるという概念が存在することから、山中に描かれるその他の異郷を地獄として捉えることができるのではないかと考えた。よって、今年度は、御伽草子『酒吞童子』に描かれている鬼の理想郷が地獄であることを明確に示すことにより、山中他界の概念を集約することを目的とし、考察した。

御伽草子『酒吞童子』に描かれている異郷、「鬼の岩屋」は山中にあり、酒吞童子と呼ばれる鬼の神通力によって創り出された理想郷である。仏教に反発する酒吞童子等を、義経等が神仏の加護により退治することで、信仰の重要性を説いた物語であるといえる。また、酒吞童子に捕らえられ、地獄と同様の苦患を受けた姫君等にも仏教上の罪があることから、地獄からの女人救済譚として捉えることができた。その他、地獄の謀叛と鬼退治との関連性などから、「鬼の岩屋」は、酒吞童子の神通力によって創り出された鬼にとっての理想郷であるが、捕らえられた姫君など人間にとっては地獄であり、山中の異郷を地獄として捉

えることができた。以上のことから、『酒呑童子』に描かれている異郷を地獄として考察することにより、統一した概念で山中に描かれる異郷を捉えることが可能であるということが明らかとなった。

研究成果の一部は、9月の日本文芸学会研究集会で発表した。従来の「鬼の岩屋」を鬼の理想郷として捉える論からは逸脱するため、ご批判を受けた点を踏まえうえて再考察し、論文としてまとめることができた。

(2) 2015年度の研究成果一覧

○論文

「御伽草子『酒呑童子』の異郷—鬼の理想郷に見る地獄—」、『日本文芸学』第52号、査読有、2016年3月発行。

○口頭発表

「山中に描かれる地獄と鬼—御伽草子『酒呑童子』を中心として—」、第16回日本文芸学会研究集会(於：関西学院大学梅田キャンパス)、2015年9月27日。

VI. 客員研究員の活動報告

田中 圭子

1. 研究テーマ

中世近世薫物文化の文献学的研究——「新作薫物」の発祥と実相、史的変遷を中心に

2. 活動概要

稿者は、奈良時代以前に大陸から渡来した芳香剤の一種・薫物（たきもの）の処方や調合法を主題とする薫物書（たきものしよ）について研究しており、2012年度以降は日本の中世から近世にかけて行われた薫物文化の実相と変遷の解明を目的とした調査研究活動を実施している。

2015年度には次の(1)から(5)の活動を実施した。



写真1
復元した「新作薫物」。薫物は丸葉状や散葉状等に調合された。写真は二〇一五年一月二四・二五日（土・日）に国文学研究資料館で開催された国際日本文学研究集会にて撮影。活動2-(4)参照。

(1) 公的研究費による調査研究活動

独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）「挑戦的萌芽研究」補助事業「中世近世薫物文化の文献学的研究——「新作薫物」の発祥と実相、史的変遷を中心に」（課題番号 26580046）の研究計画を遂行。研究期間は2014（平成26）年度から2016（平成28）年度の3年間。

2015年度には、昨年度に引き続き、専修大学図書館、東京大学史料編纂所、京都大学附属図書館に収蔵される近衛家及び今出川家関係の貴重書の閲覧及び書写又は複写といった方法による資料収集調査を実施し、全文ないし要所の積文を作成してデータベース(2)-(2)に入力することにより、テキストの精査と内容分析を行った。こうした中で、薫物書の伝承に記載される江戸時代以前の人物の閲歴に関する資料調査も行い、新たな業績の発掘と検証に努めている。

以上の活動を通して得られた成果に基づき、所属学会におけるポスター展示や所属研究会における口頭発表、学術研究論文の執筆を行う等、研究成果の公開による社会との対話の実現に努力した。

研究の進捗状況は順調であるが、昨年2月4日に発行された翠川文子氏の近著『香道文献目録—所蔵館別—』（香道双書；資料1、香書に親しむ会、清水書院）において、既存の

目録類やデータベースに報告の無い多数の新出資料の所蔵情報が掲載されたことから、本研究活動とは別にこれらの新出資料の調査研究を実施する必要性が生じている。このため、関連する分野の研究者との共同研究体制により、独立行政法人日本学術振興会科学研究費助成事業以外の制度下における新たな研究課題にも併行して取り組む計画である。

(2) データベースの構築

前年度から引き続き、平安時代の類纂と伝わる『薫集類抄』を始めとした薫物諸書に載録される薫物の種類を銘ごとに区別し、諸書における載録の有無を入力したデータベースを構築、拡大中である。完成すれば、既存の薫物諸書を網羅した同類文の比較及び探索が容易になるほか、記述内容の分類、分析をより精密に実施することができる。また、新出資料の書誌をいち早く分析、解明することも可能になる。

次年度以降も引き続きデータベースの拡張と充実に努めるとともに、成果の一部として段階的に公開することにより、古代から近世にかけての薫物文化の実相と史的変遷について文献学的に跡付ける一助としたい考えである。

(3) 研究会の開催

江戸時代の諸芸に関する豫楽院近衛家熙（1667-1736）の言説の聞き書きとされる山科道安（1677-1746）著『槐記（かいき）』についての科学研究活動の場として、2012年度に有志と共に「槐記研究会」を発足させた。本書の輪読及び調査研究成果の報告並びに情報交換を目的に、研究会を年に数回開催している。

2015年度は、諸事情により研究会を開催することができなかったが、先年に本会の研究課題である『槐記』の写本が新たに発見されたことから、その書誌の検討等を目的とした研究会の開催を計画している。

(4) アウトリーチ活動の実施

昨年度に引き続き、研究成果を用いたアウトリーチ活動として、鳩居堂製造株式会社社長熊谷直久氏の協力を得て復元された江戸時代前期の「新作薫物」、及び室町時代以降に考案された処方による薫物を、国内の所属学会及び国際研究集会において展示する取り組みを実施している。

2015年5月30、31両日（土、日）開催の中古文学会春季大会（於・白百合女子大学）及び同年10月24、25両日（土、日）開催の秋季大会（於・県立広島大学広島キャンパス）において、会員が研究成果をアピールする場として設けられた「交流広場（フリースペース）」に新作薫物及び薫物を出展し、平安時代の貴族的教養の後世における享受の実態について身近にふれていただくための機



写真2 中古文学会春季大会「交流広場」での「新作薫物」の展示



写真3 中古文学会秋季大会「交流広場」での薫物の展示

会を提供した(写真2、3)。本出展の概要については、春季大会にて配布した資料「〈新作薫物〉と平安文学—中世近世の香りがめざした王朝のみやび(二):春に萌え、秋に仄く香りたち」(3.-(3)-①)及び秋季大会にて配布した資料「藝州巖島ゆかりの人物と薫物—受け継がれる王朝のみやび」(3.-(3)-②)において解説したほか、『アロマリサーチ』63号掲載の小稿「〈新作薫物〉と平安文学—春に萌え、秋に仄く香りたち—」(3.-(2)-①)及び同64号掲載「藝州巖島ゆかりの人物と薫物—受け継がれる王朝のみやび」(3.-(2)-②)においても紹介した。

また、2015年11月24、25両日に開催された国際日本文学研究集会(於・国文学研究資料館)では、国内外の若手研究者とともに「パネルセッション」に参加し、上記の二度の展示とともに、昨年度に同じ中古文学会で実施した展示の成果も含めて展示及び報告を実施した(写真4)。国内外から集った日本文学研究者に対して、古来より日本に伝わる香りの文化を解説し、更なる理解を頂戴するとともに、来場者から多様な文化的背景に基づく斬新かつ貴重な意見をうかがい、身近に議論を交わすという、誠に有意義な経験を頂戴することができた。

また、2015年11月24、25両日に開催された国際日本文学研究集会(於・国文学研究資料館)では、国内外の若手研究者とともに「パネルセッション」に参加し、上記の二度の展示とともに、昨年度に同じ中古文学会で実施した展示の成果も含めて展示及び報告を実施した(写真4)。国内外から集った日本文学研究者に対して、古来より日本に伝わる香りの文化を解説し、更なる理解を頂戴するとともに、来場者から多様な文化的背景に基づく斬新かつ貴重な意見をうかがい、身近に議論を交わすという、誠に有意義な経験を頂戴することができた。



写真4 国際日本文学研究集会「パネルセッション」での展示の様子

(5) 学術研究誌の発行

文献学的手法による基礎研究の進展を期して、薫物書の資料研究を専門とする研究会「薫物書研究会」を設立し、2014年4月に電子ジャーナル「薫物書の研究」を創刊。広島県大学共同リポジトリ(HARP)への掲載をもって発行した。2015年4月には、上記(1)から(3)の研究成果を論文化した拙稿「京都大学附属図書館菊亭文庫所蔵「薫物秘蔵抄」翻刻;附・薫物秘蔵抄人名家名等解説」(3.-(1)-①)を掲載した第2号を発行。第3号には2015年度中の研究成果に基づく学術研究論文(3.-(1)-②)を掲載し、2016年7月に発行する予定である。

3. 研究成果一覧（平成 26 年 4 月～平成 27 年 7 月）

(1) 学術研究論文

① 「京都大学附属図書館菊亭文庫所蔵「薫物秘蔵抄」翻刻；附・「薫物秘蔵」抄人名家名等解説」 単著 電子ジャーナル「薫物書の研究」第 2 号 ONLINE 『薫物書の研究』第 2 号 ISSN: 2188-5451 薫物書研究会編 広島県大学共同リポジトリ(HARP) <http://harp.lib.hiroshima-u.ac.jp/hju/> 平成 27 年 4 月 14 日発行 pp.1-97.

② 「京都大学附属図書館菊亭文庫所蔵「江戸下向雑々覚」翻刻と脚注；附・「江戸下向雑々覚」人名家名等解説及び索引」『薫物書の研究』第 3 号 ISSN: 2188-5451 薫物書研究会編 広島県大学共同リポジトリ(HARP) <http://harp.lib.hiroshima-u.ac.jp/hju/> 平成 28 年 7 月発行予定 pp. 1-90(予定).

(2) エッセイ(カレント・トピックス)

① 「〈新作薫物〉と平安文学—春に萌え、秋に仄く香りたち—」 『アロマリサーチ』63 号 フレグランス・ジャーナル社編 2015 年 8 月 28 日発行 pp. 52-53.

② 「藝州巖島ゆかりの人物と薫物—受け継がれる王朝のみやび—」 『アロマリサーチ』64 号 フレグランス・ジャーナル社編 2015 年 11 月 27 日発行 pp. 66-67.

(3) その他

① 「〈新作薫物〉と平安文学—中世近世の香りがめざした王朝のみやび(二): 春に萌え、秋に仄く香りたち—」 英文タイトル'Shinsaku Takimono and Literature in the Heian Period—Miyabi or Elegance the Dynasty Pursued through Fragrance from the Medieval Period to the Early Modern Period— (Part II): The Fragrance Sprouts in Spring and Faintly Comes Out in Autumn.' 執筆・申請 田中圭子 英語訳 米倉綽(京都府立大学名誉教授) 薫物調合 熊谷直久(鳩居堂製造株式会社社長) 中古文学会秋季大会交流広場出展解説 平成 27 年 5 月 30、31 日配布 和文 pp. 1-5, 英文 pp. 1-8. 於・白百合女子大学

② 「藝州巖島ゆかりの人物と薫物—受け継がれる王朝のみやび—」 英文タイトル'Historical Figures and Takimono which are Closely Associated with Itsukushima Island in Hiroshima—Miyabi or Elegance the Dynasty Pursued through Fragrance from the Heian Period to the Early Modern Period' 執筆・申請 田中圭子 英語訳 米倉綽(京都府立大学名誉教授) 薫物調合 熊谷直久(鳩居堂製造株式会社社長) 調合協力 小山雅之(広島女学院中学高等学校教諭) 中古文学会秋季大会交流広場出展解説 平成 27 年 5 月 30、31 日配布 和文 pp. 1-4, 英文 pp. 1-8. 於・県立広島大学広島キャンパス

VII. 2015 年度広島女学院大学学術研究助成 【交付一覧】

研究種目	研究代表者氏名	研究題目	助成期間	助成 決算額
共同研究	小林 文香	共生社会に資する「生きる力」を育むための 学習支援に関する研究	2014-2015	590,336
			計	590,336

Ⅸ. 2015 年度科学研究費補助金

【交付一覧】

本紙上では研究代表者への交付についてのみ報告し、研究分担者として学内外から受けた配分額については記載しない。

研究種目 審査区分	研究代表者氏名	研究題目	研究期間	直接経費 間接経費
基盤研究(C) 一般	中村 勝美	19世紀ロンドン大学の学士課程教育と学位試験に関する研究—大学間連携による質保	2013-2015	500,000
	真木 利江	ナショナル・トラストによる18世紀イギリス風景庭園の保存・復元手法	2014-2016	150,000
挑戦的萌芽 研究	田中 圭子	中世近世薫物文化の文献学的研究—「新作薫物」の発祥と実相、史的変遷を中心に	2014-2016	900,000
	田中 沙織	幼児の身体活動に関するカリキュラム作成への試み —保育現場の実践を意図して—	2012-2015 ※1	270,000
若手研究(B)	伊藤 千尋	南部アフリカ・カリバ湖の漁業資源をめぐる社会の動態	2014-2016 ※2	800,000
	関谷 弘毅	在外教育施設における高校生の特異性の解明とそれに基づく指導法の開発	2015-2016	240,000
研究活動スタート支援	関谷 弘毅	在外教育施設における高校生の特異性の解明とそれに基づく指導法の開発	2015-2016	400,000
				120,000
				4,600,000
				計
				1,380,000
直接経費・間接経費 合計				5,980,000

※1 研究の中断と期間延長により、当所予定の2012-2014から変更。

※2 2015年度に横浜市立大学より転入。

X. 関係規程・内規

広島女学院大学総合研究所規程 2031～2032-1-

広島女学院大学公倫理審査委員会規程 2091～2091-3-

広島女学院大学利益相反管理指針 2092～2092-3-

広島女学院大学利益相反管理施行細則 2092-4-

広島女学院大学「人を対象とする医学系研究」に関する倫理指針 2092-1-1～2092-1-4

広島女学院大学学術研究助成規程 2501～2505

広島女学院大学学術研究助成規程細則 2507

広島女学院大学「論集」執筆・編集規程 2521～2522

広島女学院大学学会特別助成規程細則 2531～2532

広島女学院大学特別専任研究員規程 2541～2542

広島女学院大学における科学研究費補助金に関する規定 2551～2554

広島女学院大学受託研究規程 2561～2562

広島女学院大学における科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金の執行・管理に関する取扱要領

広島女学院大学総合研究所規程

1992. 10. 7 制 定
1993. 12. 17 改 正
1999. 1. 7 " "
1999. 3. 2 " "
2001. 5. 7 " "
2007. 4. 1 " "
2015. 3. 3 " "
2015. 10. 6 " "

(名 称)

第1条 広島女学院大学学則第49条に基づいて、本学に研究所を置き、広島女学院大学総合研究所（以下「研究所」という。）と称する。

(目 的)

第2条 研究所は、広く人文・社会・自然の諸領域にわたる専門の学術理論及び応用に関する総合的な研究を行い、学術・文化の創造と発展に貢献すると共に地域社会の進展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 研究所は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 理論的研究・実態調査研究及び実験研究
- (2) 調査・研究のために必要な資料の収集・整理
- (3) 研究発表及び研究報告書の編集・刊行
- (4) 大学論集の編集・発行
- (5) 国内外の大学及び研究機関との交流
- (6) 調査・研究の受託
- (7) 広島女学院大学学術研究助成費の運営・管理
- (8) 科学研究費補助金等公的研究費の運営・管理
- (9) その他研究所委員会で必要と認めた事業

(研究部門)

第4条 研究所は、研究活動の推進をはかるため、人文・社会・自然科学の諸部門を設ける。

(組 織)

第5条 研究所に所長、研究所員、研究員及び事務職員を置く。

2 研究所に専任研究員を置くことができる。

(所 長)

第6条 所長は学長に直属し、学長が学部教授会の議を経て専任教員の中から任命する。

2 所長は研究所の業務を統括し、研究所を代表する。

3 所長の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(研究所員)

第7条 本学の専任教員は、すべて研究所員となる。

(研究員)

第8条 研究員は、専任研究員、兼任研究員、客員研究員とする。

2 専任研究員は、別に定める規程により研究所委員会の選考に基づき、大学評議会の議を経て、学長が任命する。

ただし、所長が必要と認めた場合、その推薦による特別専任研究員を置くことができる。特別専任研究員については別に定める。

3 専任研究員の身分は、前項ただし書きによるものをのぞき、教授、准教授、専任講師、助教とする。

4 兼任研究員は、各学部専任教員のうち、研究所委員会の推薦と所属長の承認を経て学長が委嘱する。

5 客員研究員は、研究所委員会の推薦に基づき、学長が委嘱する。

(事務職員)

第9条 事務職員は、第3条各号に関する事務を処理する。ただし、第6号の事務については別に定める規程、取扱内規によるものとする。

(研究所委員会)

第10条 研究所に研究所委員会を置く。

2 研究所委員会は、研究の計画、実施及び予算、決算、研究所の運営に関する重要事項について審議する。

3 研究所委員会は所長、専任研究員、総合研究所事務課長、学科主任、学科副主任によって構成される。

4 研究所委員会は所長が招集し、その議長となる。

5 研究所委員会の委員の任期は、所長を除き1年とする。ただし、再任を妨げない。

(規程の改廃)

第11条 本規程の改廃は、委員会の議を経て大学評議会に諮り、学長が決定して、学部教授会に報告する。

附 則

1 本規程は2007年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本規程は、第3条第8号及び第10条第3項を改正し、第3条第5号及び第9号、第11条を加える。
- 2 本規程は2007年4月1日から施行された規程の附則2を削り、2015年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本規程は、第3条第4号を削除し以下1号繰り上げ、第9条を改正して、2015年4月1日から施行する。

広島女学院大学倫理審査委員会規程

2015. 5. 13 制定

2016. 4. 5 改正

(目的)

第1条 この規程は、広島女学院大学（以下「本学」という。）における教職員が行う人を対象とする研究について、広島女学院大学「人を対象とする医学系研究」に関する倫理指針、及び広島女学院大学利益相反管理指針に沿って、人間の尊重及び人権が守られ、研究の適正な推進が図られるよう、学長の命を受けて研究の実施又は継続の適否、その他の研究に関する必要な事項について、倫理的及び科学的な観点から中立的かつ公正に調査・審議し、学長に審議結果を上申することを目的とする。

(審議の対象)

第2条 広島女学院大学倫理審査委員会（以下「委員会」という。）が審議する内容は、人を対象とする研究（以下「研究」という。）とする。

(委員会の役割・責務等)

第3条 本学の委員会は、倫理的及び科学的な観点から中立的かつ公正に調査・審議し、学長に文書により上申する。特に、侵襲（軽微な侵襲を除く。）を伴う研究で介入を行うものについて、問題と思われる場合は、研究計画の変更または研究の中止に関し必要な意見を上申することができる。

2 委員会は次の各号に掲げる事項を調査・審議する。

- (1) 研究の目的および研究計画内容の妥当性の審査〔想定される個人への不利益及び危険性と学術上の予測（貢献度）〕
- (2) 研究における倫理的配慮の妥当性の審査（インフォームド・コンセント、個人情報の保護、情報の保管など）
- (3) 社会的信頼を確保するための研究者と研究内容との利益相反の審査
- (4) 研究開始後のモニタリング及び監査に関する調査
- (5) その他、学長より指示のあった研究内容に関する事項

3 委員及び事務に従事した者は、その業務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その業務に従事しなくなった後も同様とする。

(委員会の組織)

第4条 委員会は委員5名以上で構成し、次の要件のすべてを満たす委員で構成されなくてはならない。なお(1)～(3)にあげる委員は、それぞれ他を同時に兼ねることはできない。

- (1) 医学・医療の専門家等、自然科学の有識者が含まれていること。
- (2) 倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者が含まれていること。
- (3) 研究対象者の観点を含めて一般の立場から意見を述べることのできる者が含まれていること。

と。

- (4) 本学に所属しない者が含まれていること。
 - (5) 男女両性で構成されていること。
 - (6) 委員会は審査の対象や内容等に応じて、有識者に意見を求めることができること。
 - (7) 委員名簿は本学のホームページで公表すること。
- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じたときは、これを補充しその任期は前任者の残任期間とする。
 - 3 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。
 - 4 委員長に事故があるとき、または委員長の職務が執行できない場合は、委員長が予め指名した委員がその職務を代理する。
 - 5 委員が審査を依頼した場合は、その委員が委員会の審議及び意見の決定に同席してはならない。その場合、委員が5名に満たない場合には、委員長が委員代理を決定して補充する。
 - 6 委員会の事務は総合研究所に置く。

(委員会の招集と議事)

第5条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員会は委員の3分の2以上が出席し、かつ第4条第1項第2号および3号の委員が出席しなければ開くことができない。
- 3 申請者は委員会から求められた場合には、委員会に出席し、申請内容等を説明すると共に意見を述べるができる。
- 4 審査の判定は出席委員の3分の2以上の多数により決するものとし、次の各号に掲げる表示により行い、学長に提出する。
 - (1) 非該当と思われる
 - (2) 承認すべき
 - (3) 条件付承認すべき（一部修正が必要である）
 - (4) 変更の勧告が必要と思われる
 - (5) 不承認すべき

(申請手続及び判定の提案)

第6条 審査を申請しようとする者は倫理審査申請書および利益相反申告書に必要事項を記載し、委員長に提出しなければならない。また、迅速審査を希望する者は迅速審査依頼書を提出することとする。

- 2 委員長は審査終了後速やかにその判定を学長に提案しなくてはならない。
- 3 前項の通知をするにあたっては、審査の判定が第5条第4項第3号、第4号又は第5号である場合は、その条件又は変更・不承認の理由等を記載しなければならない。

(迅速審査)

第7条 申請者より迅速審査依頼書の提出があり、委員長が迅速審査に該当すると判断した場合は、当該委員会が指名する委員による審査（以下「迅速審査」という。）を行い、学長に審査結果を上申することができる。なお、迅速審査の結果は委員会の意見として取り扱うものとし、当該

審査結果は全ての委員に報告されなければならない。

2 迅速審査手続きによる審査に委ねることができる事項は以下の通りとする。

- (1) 他の研究機関と共同して実施される研究であって、すでに当該研究の全体について、共同研究機関において倫理審査委員会の審査を受け、その実施について適当である旨の意見を得ている場合の審査。
- (2) 研究計画書の軽微な変更に関する審査
- (3) 侵襲を伴わない研究であって、介入を行わないものに関する審査
- (4) 軽微な侵襲を伴う研究であって、介入を行わないものに関する審査

なお、迅速審査の申請者は迅速審査依頼書に必要事項を記載し、委員長に提出しなければならない。

(審査資料の保管)

第8条 委員会で審査を行った研究に関する審査資料は、当該研究の終了について報告された日から5年を経過した日まで保管する。

第9条 本規程の改廃は、委員会の議を経て大学評議会に諮り、学長がこれを行い、学部教授会に報告する。

附 則

- 1 本規程は、2015年5月13日から施行する。

附 則

- 1 本規程は、第7条を改正し2016年4月1日から施行する。

広島女学院大学 利益相反管理指針

2015. 5. 13 制定

1 趣旨

人を対象とする医学系研究は、医学・健康科学及び医療技術の進展を通じて、国民の健康の保持・増進並びに患者の傷病からの回復及び生活の質の向上に大きく貢献し、人類の健康及び福祉の発展に資する重要な基盤である。研究を充実させ持続するためには、大学の教職員が学外の企業・団体と連携活動等（共同研究、受託研究等）を行うこともある。しかしその場合、連携先との間に経済的な利益（役員就任や株式保有、あるいは多額の報酬等）が発生することも考えられる。企業との経済的利益関係それ自体が否定的に評価されるべきものではないが、研究本来の真理探究の目的に弊害が生じる可能性や、弊害が生じているかのごとく疑われる可能性もあり、研究者は自らの中立性と透明性を維持し、社会への説明責任を果たすことが求められている。

この広島女学院大学利益相反管理指針（以下「管理指針」という。）は広島女学院大学（以下「本学」という。）における教職員が行う人を対象とする医学系研究の実施にあたり、利益相反の状況について自主的に開示（自己申告）し、中立性と透明性を維持し、社会への説明責任を果たす内容を定めたものである。

2 根拠

本学の倫理指針は、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成 26 年 12 月 22 日文科科学省・厚生労働省告示第 3 号）」の趣旨に沿って制定する。

3 利益相反開示の目的

本学の教職員が人を対象とする医学系研究（以下「研究」という。）を行うにあたり、自らの社会的信頼を確保するために、本学が定める基準（施行細則）に従って、利益相反の状況について別紙様式第 1 にて自主的に開示（自己申告）し、中立性と透明性を維持し、社会への説明責任を果たすことを目的とする。

4 定義

本学における利益相反とは、「個人としての利益相反」を意味する。

真理探究を目的とした研究ならびに高等教育を行う大学と、営利追求を目的とした活動を行う企業・団体との間で、その目的や役割が違うことから、教職員が企業・団体との関係で有する利益と、教職員の大学における責任とが衝突する状況が生じることがある。このような状況を「個人としての利益相反」といい、本学の利益相反の定義とする。

5 責任体制

利益相反の管理を適正に行うための責任体制を、「利益相反管理指針」に基づき、次のとおりとする。

5.1 組織

本学の管理指針を適正に実施・監督できるようにするため、次の組織とする。

- ① 管理指針の運用責任者は、学長とする。
- ② 学長は本学の管理指針に定める権限を総合研究所長に委任することができる。
- ③ 学長は本学の倫理指針が適正に実施されるように、中立的かつ公平に評価する機関としての倫理審査委員会の意見を尊重する。
- ④ 利益相反の自己申告に記載された内容については、申告者本人が責任を負うものとする。

5. 2 責務

① 学長の責務

- ア 学長は倫理審査委員会の意見を尊重し、研究の実施の許可又は不許可を決定しなければならない。
- イ 学長は研究者の利益相反の自己申告について、虚偽の事実または虚偽の情報について報告を受けた場合には、必要に応じて倫理審査委員会に意見を求め、その意見を尊重するとともに、必要に応じて速やかに、研究の停止、研究発表や論文発表の中止、研究者の処分等、適切な対応をとらなければならない。

② 研究者等の責務

- ア 研究者等は個人の責任において、利益相反の状況について別紙様式第1にて自主的に開示（自己申告）し、中立性と透明性を維持し、社会への説明責任を果たさなければならない。
- イ 研究者等は、医薬品又は医療機械の有効性又は安全性に関する研究等、商業活動に関連し得る研究を実施する場合には、当該研究に係る利益相反の状況を研究計画書に記載しなければならない。また、その場合は、インフォームド・コンセントを受ける手続きにおいて、利益相反の状況を研究対象者等に説明しなければならない。
- ウ 研究者等は、自己申告した利益相反の状況において、申告漏れや申告間違いがあった場合には、速やかに学長に報告しなければならない。

③ 倫理審査委員会

倫理審査委員会は学長の命を受け、本学の管理指針を適正に運用するため、中立的かつ公平に評価し、問題があると疑われる場合には、学長に審議結果を上申することができる。

6 自己申告の内容

- ① 企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職
- ② エクイティ（株式、出資金、ストックオプション、受益権など）の保有の有無
- ③ 企業や営利を目的とした団体からの特許使用料
- ④ 企業や営利を目的とした団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労働に対して支払われた一定額以上の報酬（講演料など）
- ⑤ 企業や営利を目的とした団体がパンフレット等の執筆に対して支払った一定額以上の原稿料
- ⑥ 企業や営利を目的とした団体が提供する一定額以上の研究費

なお、利益相反の申告すべき事項の詳細は、広島女学院大学利益相反管理施行細則にて定める。

7 研究者の異議の申し立て

研究者は研究の不承認の決定に対し、それらの決定に不服があるときは、その通知があった日から起算して2週間以内に、書面により学長に対して異議を申し立てることができる。

8 自己申告書の管理

利益相反の自己申告書および自己申告に関連して作成された文章は、倫理審査委員会の資料として、個人情報保護の管理に置かれ、審査資料は当該研究の終了について報告された日から5年を経過した日まで保管する。

なお、利益相反に関する情報は、必要があれば開示の可否、範囲、方法等を検討するが、個人情報が含まれているため、開示にあたっては申告者と事前に相談する。

9 施行細則の制定

利益相反に関して開示・公開すべき内容の詳細は、現段階においては社会的に開示基準が確立されていない。そのため、本学の利益相反管理指針では施行細則を制定し、開示する対象や内容の範囲について、関係学会の内容を参考にして、制定する。

附 則

- 1 本規程の改廃は、委員会の議を経て大学評議会に諮り、学長がこれを行い、学部教授会に報告する。
- 2 本規程は、2015年5月13日から施行する。

広島女学院大学 利益相反管理施行細則

2015. 5. 13 制定

広島女学院大学利益相反管理指針（以下「管理指針」という。）に基づき、利益相反の申告すべき事項について、以下のとおり定める。

1 自己申告の内容

- ① 企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職が、1つの企業・団体あたりからの報酬額が年間50万円以上の場合は申告する。
- ② 株式の保有については1つの企業について1年間の株式による利益（配当，売却益の総和）が年間50万円以上の場合，あるいは当該全株式の5%以上を所有する場合は申告する。
- ③ 企業や営利を目的とした団体からの特許使用料が，1つの特許権使用料が年間50万円以上の場合は申告する。
- ④ 企業や営利を目的とした団体から，会議の出席（発表）に対し，研究者を拘束した時間・労働に対して支払われた報酬（講演料など）が，1つの企業・団体からの報酬額が年間50万円以上の場合は申告する。
- ⑤ 企業や営利を目的とした団体がパンフレット等の執筆に対して支払った原稿料が，1つの企業・団体からの原稿料が年間50万円以上の場合は申告する。
- ⑥ 企業や営利を目的とした団体が提供する研究費が，1つの研究に対して支払われた総額が年間100万円以上の場合は申告する。奨学寄附金についても，1つの企業・団体から1名の研究代表者に支払われた総額が年間100万円以上の場合は申告する。

附 則

- 1 本規程の改廃は，委員会の議を経て大学評議会に諮り，学長がこれを行い，学部教授会に報告する。
- 2 本規程は，2015年5月13日から施行する。

広島女学院大学「人を対象とする医学系研究」に関する倫理指針

2015. 5. 13 制定

1 趣旨

人を対象とする医学系研究は、医学・健康科学及び医療技術の進展を通じて、国民の健康の保持・増進並びに患者の傷病からの回復及び生活の質の向上に大きく貢献し、人類の健康及び福祉の発展に資する重要な基盤となる。その一方で、人を対象とする医学系研究は、研究対象者の身体及び精神又は社会に対して大きな影響を与える場合もあり、様々な倫理的、法的又は社会的問題を招く可能性がある。研究対象者の福利は、科学的及び社会的な成果よりも優先されなければならない、また、人間の尊厳及び人権が守られなければならない。

この広島女学院大学「人を対象とする医学系研究」に関する倫理指針（以下「倫理指針」という。）は広島女学院大学（以下「本学」という。）における教職員が行う人を対象とする医学系研究の実施にあたり、遵守すべき事項を定めたものである。また、研究責任者は研究実施前に研究計画書等を作成し、内容の適否を倫理審査委員会に申請し、学長の許可を受けて研究を適正に実施しなくてはならない。

2 根拠

本学の倫理指針は、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成 26 年 12 月 22 日 文部科学省・厚生労働省告示第 3 号）」の趣旨に沿って制定する。

3 目的及び基本方針

本学の教職員が人を対象とする医学系研究（以下「研究」という。）を行うにあたり、研究対象者の人間の尊厳及び人権が守られ、研究の適正な推進が図られるようにすることを目的として、次に掲げる事項を基本方針とする。

- ① 社会的及び学術的な意義を有する研究の実施
- ② 研究分野の特性に応じた科学的合理性の確保
- ③ 研究対象者への負担並びに予測されるリスク及び利益の総合的評価
- ④ 独立かつ公正な立場に立った倫理審査委員会による審査
- ⑤ 事前の十分な説明及び研究対象者の自由意思による同意
- ⑥ 社会的に弱い立場にある者への特別な配慮
- ⑦ 個人情報等の保護
- ⑧ 研究の質及び透明性の確保

4 定義

人を対象とする医学系研究（以下「研究」という。）とは、人〔人体から取得された試料（血液、体液、組織、細胞、排泄物など）・情報を含む。〕を対象として、傷病の成因（健康に関する様々な事象の頻度及び分布、並びにそれらに影響を与える要因を含む。）及び病態の理解、並びに傷病の予防方法、並びに医療における診断方法及び治療方法の改善又は有効性の検証を通じて、国民の健

康の保持・増進又は患者の傷病から回復若しくは生活の質の向上に資する知識を得ることを目的として実施される活動をいう。なお、研究には、例えば、医科学、臨床医学、公衆衛生学、予防医学、歯学、薬学、看護学、リハビリテーション学、検査学、医工学のほか、介護・福祉分野、食品衛生、栄養分野、環境衛生分野、労働安全衛生分野等で、個人の健康に関する情報を用いた疫学的手法による研究及び質的研究が含まれる。医療、介護・福祉等に関するものであっても、医事法や社会福祉学など人文・社会科学分野の研究の中には「医学系研究」に含まれないものもある。

5 責任体制

研究に関する倫理指針を適正に行うための責任体制を、「広島女学院大学『人を対象とする医学系研究』に関する倫理指針」に基づき、次のとおりとする。

5.1 組織

本学の倫理指針を適正に実施・監督できるようにするため、次の組織とする。

- ① 研究機関の長は、学長とする。
- ② 学長は本学の倫理指針に定める権限を総合研究所長に委任することができる。
- ③ 学長は本学の倫理指針が適正に実施されるように、中立的かつ公平に評価する機関として倫理審査委員会を設置する（広島女学院大学倫理審査委員会規程は別に定める）。また、倫理審査委員会の事務は総合研究所に置く。

5.2 責務

① 学長の責務

- ア 学長は倫理審査委員会の意見を尊重し、研究の実施の許可又は不許可を決定しなければならない（文書により研究者に通知する）。
- イ 学長は実施を許可した研究について、適正に実施されるよう必要な監督を行うとともに、最終的な責任を負うものとする。
- ウ 学長は、本学の実施する研究に関連して研究対象者に健康被害が生じた場合、これに対する補償その他の必要な措置が適切に講じられることを確保しなければならない。
- エ 学長は研究者等から研究の継続に影響を与えられ得る事実、又は情報について報告を受けた場合には、必要に応じて倫理審査委員会に意見を求め、その意見を尊重するとともに、必要に応じて速やかに、研究の停止、原因の究明等、適切な対応をとらなければならない。

② 研究者等の責務

- ア 研究者等は、研究対象者の生命、健康及び人権を尊重して、研究を実施しなければならない。
- イ 研究者等は研究実施前に研究計画書〔インフォームド・コンセント（説明と同意）、個人情報の保護、情報の保管、利益相反等〕を作成して倫理審査委員会に審査申請し、学長の許可を得て研究を適正に実施しなくてはならない。なお、侵襲を伴わない研究の場合は、必ずしも文章によるインフォームド・コンセントを受けることを要しないが、文章によりインフォームド・コンセントを受けない場合には、口頭によりインフォームド・コンセントを受け、説明の方法、内容並びに受けた同意の内容に関する記録を作成しなくてはならない。
- ウ 研究者等は許可された研究計画書に基づき、原則として被験者に対しインフォームド・コン

セントを実施しなくてはならない。なお、インフォームド・コンセントの実施にあたり、研究対象者が未成年者、または成年であってもインフォームド・コンセントを与える能力を欠くと客観的に判断される場合は、代諾者に実施しなくてはならない。なお、その場合においても、研究対象者本人にも理解力に応じた分かりやすい説明を行う努力をしなければならない。

エ 研究者等は研究対象者等及びその関係者からの相談、問合せ、苦情等に適切かつ迅速に対応しなければならない。

オ 研究者等は、研究に関連する情報の漏えいや有害事象等、研究対象者等の人権を尊重する観点又は研究の実施上の観点から重大な懸念が生じた場合には、速やかに学長に報告しなければならない。

③ 倫理審査委員会

倫理審査委員会は学長の命を受け、研究の実施又は継続の適否、その他の研究に関して必要な事項について、倫理的及び科学的な観点から調査・審議し、学長に審議結果を上申することができる。倫理審査委員会では主に次のことを調査・審議する。

ア 研究の目的および研究計画内容の妥当性の審査〔想定される個人への不利益及び危険性と学術上の予測（貢献度）〕

イ 研究における倫理的配慮の妥当性の審査（インフォームド・コンセント、個人情報の保護、情報の保管など）

ウ 社会的信頼を確保するための研究者と研究内容との利益相反の審査

エ 研究開始後のモニタリング及び監査に関する調査

6 研究者の異議の申し立て

研究者は研究の不承認または一部修正の決定に対し、それらの決定に不服があるときは、その通知があった日から起算して2週間以内に、書面により学長に対して異議を申し立てることができる。

7 大臣等への報告

学長は本学が実施している又は過去に実施した研究について、基本指針に適合していないことを知った場合には、速やかに倫理審査委員会の意見を聞き、必要な対応を行うとともに、不適合の程度が重大であるときは、その対応の状況・結果を厚生労働大臣及び文部科学大臣に報告し、公表しなければならない。

8 研究に関する登録・公表

研究責任者は、介入を行う研究について、原則として国立大学附属病院長会議、一般財団法人日本医薬情報センター又は公益社団法人日本医師会が設置している公開データベースに、当該研究の概要をその実施に先立って登録し、研究計画書の変更及び研究の進捗に応じて適宜更新しなければならない。ただし、研究を終了したときは、遅滞なく、当該研究の結果を登録しなければならない。ただし、研究対象者等及び関係者の人権又は研究者等及びその関係者の権利利益の保護のために非公開とすることが必要な場合は、この限りでない。

9 教育・研修

学長は、研究の実施に携わる関係者に、研究対象者の生命、健康及び人権を尊重して研究を実施することを周知徹底しなければならない。

附 則

- 1 本規程の改廃は、委員会の議を経て大学評議会に諮り、学長がこれを行い、学部教授会に報告する。
- 2 本規程は、2015年5月13日から施行する。

広島女学院大学学術研究助成規程

1994.	1.	31	制 定		
1994.	11.	7	改 正	2008.	3. 4 //
1995.	10.	2	//	2008.	7. 1 //
1997.	3.	11	//	2010.	12. 7 //
1999.	3.	2	//	2012.	6. 12 //
2000.	3.	7	//	2014.	5. 13 //
2001.	3.	27	//	2014.	5. 13 //
2002.	1.	8	//	2015.	3. 3 //
2002.	10.	8	//	2016.	7. 5 //
2004.	10.	5	//		
2007.	2.	6	//		

第1章 総 則

(制度の趣旨)

第1条 広島女学院大学における学術研究を奨励し、研究の促進に寄与するため「広島女学院大学学術研究助成」(以下「研究助成」という。)を設ける。研究助成の取扱いについては、本規程の定めるところによる。

(研究助成の種類)

第2条 研究助成には、(1) 個人研究 (2) 共同研究(3) 学術図書出版助成の3種目を置き、その他必要に応じて学会特別助成を行い、学会特別助成については細則を別に定める。

(助成目的と助成対象)

第3条 各種目の助成目的と対象は以下のとおりとする。

- (1) 個人研究は、個人の研究の奨励を目的とし、教員が個人で進める研究計画を助成する。
- (2) 共同研究は、共同で行う研究の奨励を目的とし、教員が共同で進める研究計画を助成する。
- (3) 学術図書出版助成は、研究成果刊行の奨励を目的とし、個人又は学内者の共著の刊行を助成する。なお、本学専任教員の申請に限り、本学院(高等学校・中学校・幼稚園)専任教員との共著も含むものとする。

(助成額と助成期間)

第4条 各種目の1件ごとの助成額及び助成期間は以下のとおりとする。

- (1) 個人研究においては1年から2年で、単年度50万円以下。総額100万円以下。
- (2) 共同研究においては1年から2年で、単年度100万円以下。総額200万円以下。

- (3) 学術図書出版助成においては、助成年度の2月末日までに刊行するもので100万円以下。

第2章 申 請

(研究助成の申請)

第5条 各年度の研究助成の申請は、図書出版助成は助成年度9月5日(休日に当たる場合はその翌日)、それ以外の助成については前年度3月末日までとする。

第6条 研究助成の申請があった時は、第7条に定める申請資格及び第8条に定める申請要件を満たしている場合、これを受理する。

(申請資格)

第7条 各種目の申請資格は以下のとおりとする。

- (1) 個人研究は本学専任教員(任期付教員を含む)個人
 - (2) 共同研究は本学専任教員(任期付教員を含む)のグループ
 - (3) 学術図書出版助成は本学専任教員(任期付教員を含む)
- 2 研究代表者は、同一種目について複数の申請をすることはできないものとする。
- 3 継続研究の継続期間中、研究代表者は学術図書出版助成と学会特別助成以外の申請はできない。

(申請の要件)

第8条 学術図書出版助成については、助成年度の9月末までに入稿でき、2月末日までに刊行を完了する見込みが確実でないものは申請できないものとする。

第3章 審 査 と 決 定

(審査委員会の設置)

第9条 各年度の研究助成の審査及び配分額を諮問するために総合研究所委員会のもとに審査委員会を置く。

(審査委員会の構成)

第10条 審査委員会は次の委員をもって構成する。

- (1) 総合研究所長
 - (2) 各学科主任
 - (3) 各学科副主任
 - (4) その他審査委員会が委嘱する専門委員
- 2 審査委員会には委員長を置き、総合研究所長がこれにあたる。

(審査対象からの除外)

第11条 申請があったもののうち、研究代表者として他の公的助成金等の受給が確定したもののについては、これを審査対象から除外する。

(適格要件及び審査基準)

第12条 審査委員会は、提出された申請書類に基づいて審査する。

2 審査は以下の適格要件について判断する。

- (1) 申請に関する要件及び重複に関する事項
- (2) 過年度における報告義務の履行状況

3 審査は以下の項目について行う。

- (1) 研究目的、学問上の必要性の明確さ
- (2) 研究計画の具体性及び申請経費との整合性
- (3) 研究計画全般の総合的判断
- (4) 近年の業績状況
- (5) 出版助成については完成原稿

(決定)

第13条 基準に達したものが多数の場合は、審査委員会において、種目により前条3項目及び本学助成の受給状況などを総合的に判断して順位を付ける。

2 研究助成の各種目の採択件数及び採否は審査委員会の議を経て大学評議会に諮り、学長が決定する。

(採択の通知)

第14条 研究助成の決定が行われた場合、速やかに採否を申請者に通知するものとする。

第4章 助成金の執行

(研究計画の変更及び辞退)

第15条 研究助成の採択後に研究計画の変更が生じた場合、軽微な変更を除いて速やかに研究計画変更承認申請書を研究所に提出しなければならない。

2 採択後に本助成を辞退する場合は、速やかに届けるものとする。

(助成の停止)

第16条 研究計画に変更があるにもかかわらず、研究計画変更承認申請書の提出がなかった場合は、研究助成の執行を停止し、返還を求めることもある。

(研究費の執行)

第17条 研究助成の執行は研究計画に基づき、交付決定通知以降の支出とし、当該年度2月末までに完了しなければならない。個人研究、共同研究においては、併せて決算報告書を提出するものとする。ただし個人研究、共同研究における継続研究の場合は事前に許可を得て4月1日以降支出することができる。

2 2月末以降の執行は、これを認めないものとする。

(助成金の支出範囲)

第18条 各種目の支出範囲は別表のとおりとする。

第5章 受給者の義務

(研究計画に基づく執行)

第19条 受給者は、審査時に提出した研究計画に基づき、誠実に研究を遂行しなければならない。

(研究成果の発表・提出)

第20条 個人研究、共同研究については、各年度末までに所定の概要報告書を提出しなければならない。また、助成最終年度の次年度末までに、論集又は学術雑誌等に発表し、その研究成果を報告しなければならない。学術雑誌以外での成果の発表については別に定める。

- 2 学術図書出版については、助成年度内に刊行成果5冊を提出しなければならない。出版する図書のまえがき若しくはあとがきに「広島女学院大学学術研究助成制度」による出版物である旨を明記するものとする。

(業務違反)

第21条 本章に定める義務が遵守されなかった場合、助成を受けた者は当該年度を除き3年間、本学術研究助成に申請する資格を有しないものとする。

(研究費の監査)

第22条 個人研究、共同研究においては、毎年9月末に前年度受給した助成金の執行について、本学内部監査室が行う監査および実査を受けなければならない。

第6章 その他

(研究助成の事務)

第23条 本規程に定める研究助成の事務は、総合研究所事務課が担当する。

(規程の改廃)

第24条 本規程の改廃は、委員会の議を経て大学評議会に諮り、学長がこれを行い、教授会に報告する。

附 則

- 1 本規程は、2009年4月1日から施行する。
- 2 本規程についての細則は別に定める。

附 則

- 1 本規程は、第7条第2項及び第11条を改正、第7条第4項を削除し、2011年3月1日から施行する。

附 則

- 1 本規程は、第10条第1項第3号及び4号を改正し、2012年6月12日から施行する。

附 則

- 1 本規程は第22条を第23条とし、以下1条ずつ繰り下げ、第21条の次に第22条を加えて2014年5月13日から実施する。

附 則

- 1 本規程は第24条を加え、第2条、及び第7条第1項第1号から第3号及び第3項、及び第12条第3項第4号、及び第13条第1項及び第2項を改正する。
- 2 本規程は、2009年4月1日から施行された改正規程の附則の2を削り同3を1とし2015年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本規程は、第5条及び第8条を改正、第12条第3項に第5号を追加して、2017年4月1日から施行する。

別表 各種目の支出

種 目	支出範囲	支出できないもの
個人研究 共同研究	設備備品費（消耗図書を含む） 消耗品費（複写費を含む） 旅費*（グリーン料金を除く） 謝金 その他（通信費・印刷製本費 その他必要と認めるもの） 研究計画に必要な学会出席旅費・ 参加費	研究メンバーに対する謝金 その他研究に関連のない経費
学術図書出版 助 成	直接出版経費（組版代・製版代・ 印刷代・用紙代・製本代）	編集・校正・特製本等の諸費

*継続して30日程度の国外旅費の場合は、当該年度の休暇期間中に行うものとする。
ただし、短期間の場合はこの限りではない。

広島女学院大学学術研究助成規程細則

1995.	12.	11	制 定
1996.	12.	3	改 正
1999.	3.	2	〃
2002.	1.	8	〃
2008.	7.	1	〃
2015.	3.	3	〃

(申 請)

第1条 助成を受ける研究年度の前年度末までに、単価又はセット価格が5万円以上のものは見積書を提出する。

2 当初の申請に変更のない場合に限り、継続研究の継続申請は不要とする。

(審査と決定)

第2条 継続研究の助成額については、年度毎に総合研究所における審査委員会で審査して大学評議会に諮り、学長が決定する。

(助成金の執行)

第3条 継続研究の予算の執行は年度毎とする。

2 図書館資料については、「広島女学院図書館資料管理規程」によるが、固定資産として計上する資料の基準は、5万円以上とする。

(受給者の義務)

第4条 成果の発表については、芸術系の研究の場合芸術活動の記録及び作品を成果とみなすことが出来る。

(軽微な変更の範囲)

第5条 研究方法の変更、分担者の変更、役割分担の変更、単価及びセット価格が5万円未満の使用内訳の変更は軽微な変更とし、研究代表者の判断に委ねる。単価及びセット価格が5万円以上の設備備品費(資産図書を含む)支出の場合は事前に許可を得て支出するものとする。

(細則の改廃)

第6条 本細則の改廃は、委員会の議を経て大学評議会に諮り、学長がこれを行い、学部教授会に報告する。

附 則

1 本細則は、2009年4月1日から施行する。

附 則

1 本細則に第6条を加える。

2 2009年4月1日から施行された改正内規の附則1を削り、同2を1とし、2015年4月1日から施行する。

広島女学院大学「論集」執筆・編集規程

1975.	2.	施行
1989.	12. 20	改正
1992.	7. 31	〃
1993.	11. 17	〃
1997.	1. 7	〃
1998.	12. 16	〃
1999.	3. 2	〃
2005.	11. 9	〃
2007.	4. 1	〃
2011.	4. 12	〃
2015.	3. 3	〃

第1条 本論集には、専門学術に関する未刊行の論文を掲載する。

第2条 寄稿者は、本学の教授、准教授、専任講師、助教とする。ただし、共同執筆者については、寄稿者が共同執筆者として推薦し、総合研究所委員会が認めた者とする。

第3条 論集の編集及び発行の責任は、総合研究所委員会がこれを負う。

第4条 論集の発行代表者は学長、編集代表者は総合研究所長とする。編集委員は総合研究所委員がその任にあたる。

第5条 論文の内容及び掲載の可否に関する判断は、総合研究所事務課による書面点検及び委員会での審議により行い、その結果を寄稿者に通知する。

2 掲載不可と判断された論文の寄稿者に対しては、その理由を結果とともに通知する。

3 編集の都合上、論文の形式等について寄稿者に変更を求めることがある。

4 入稿後の大幅な変更及び取り下げについては、理由を明らかにして委員会に諮る。寄稿者に対して、当該年度を除き2年間の寄稿を停止するものとする。

第6条 寄稿者は、論文の寄稿時に、不正行為を行わない旨の「広島女学院大学論集への寄稿にあたっての誓約書」を学長及び所長あてに提出しなければならない。

第7条 論集の発行時期、論文の長さ及び体裁、論文の提出期限、校正等に関する編集方式については委員会に一任する。

第8条 委員会は必要に応じてその他の教職員の出席を求めることができる。

第9条 本論集に掲載された論文の著作権は著者に帰属するものとする。ただし、広島女学院大学は本誌に掲載された論文を電子化、または複製の形態などで公開する権利を有するものとする。

第10条 不正行為に関する事項については、本学規程第442号「不正行為に係る告発の処理に関する規程」に則り、適切に対応するものとする。

第11条 本規程の改廃は、委員会の議を経て大学評議会に諮り、学長がこれを行い、学部教授会に報告する。

附 則

- 1 本規程は2007年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本規程は第4条及び第5条を改正し2011年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本規程に第2条、第3条、第5条第1項及び第4項及び第7条を改正し、第5条第2項及び第3項、第6条及び第10条、第11条を加える。
- 2 本規程は2007年4月1日から施行された改定規程の附則1を削り、同2を1とし、2015年4月1日から施行する。

広島女学院大学学会特別助成規程細則

2001.	3.	27	制 定
2008.	7.	1	改 正
2012.	6.	12	〃
2013.	1.	15	〃
2014.	5.	13	〃
2015.	3.	3	〃

(目 的)

第1条 全国規模の学会で、本学院を会場として開催し、運営費の一部を助成することにより、本学の学術的広報活動に寄与できるものを対象とする。

(申 請)

第2条 学会特別助成の申請は助成の前年度3月末日までとする。

(助成額と助成期間)

第3条 当該年度開催される学会に対して1件20万円程度とする。

(申請資格)

第4条 学会特別助成は本学専任教員が申請するものとする。

(審査委員会の設置)

第5条 学会特別助成の審査及び配分額を諮問するために総合研究所委員会のもとに審査委員会を置く。

(審査委員会の構成)

第6条 審査委員会は次の委員をもって構成する。

- (1) 総合研究所長
- (2) 各学科主任
- (3) 各学科副主任
- (4) その他審査委員会が委嘱する専門委員

2 審査委員会には委員長を置き、総合研究所長がこれにあたる。

(審査と決定)

第7条 学会特別助成については、提出された申請書類に基づいて審査委員会が審査して大学評議会に諮り、学長が決定する。

(助成金の執行)

第8条 学会特別助成の執行は、当該年度2月末日までに完了しなければならない。

(受給者の義務)

第9条 助成年度末までに、学会終了報告書(会計報告を含む。)を提出しなければならない。

第10条 毎年9月末に前年度受給した助成金の執行について、本学内部監査室が行う監査及び実査を受けなければならない。

(規程の改廃)

第11条 本細則の改廃は、委員会の議を経て大学評議会に諮り、学長がこれを行い、学部教授会に報告する。

附 則

1 本細則は、2009年4月1日から施行する。

附 則

1 本細則は、第6条を改正し2012年6月12日から施行する。

附 則

1 本細則は、第10条を加えて2014年5月13日から施行する。

附 則

1 本細則は、第11条を加え、第7条を改正する。

2 本細則は、2009年4月1日から施行された改正規程の附則2を削って2015年4月1日から施行する。

広島女学院大学特別専任研究員規程

2001. 6. 19 制 定
2004. 3. 2 改 正
2015. 3. 3 改 正

(目 的)

第1条 本学大学院博士後期課程の修了者で、優秀な能力を持った人物の研究を継続・促進するため、総合研究所に特別専任研究員(以下「研究員」という。)を置く。

(資 格)

第2条 本学大学院博士後期課程の修了者で、引き続き研究活動を継続して行うことができ、研究科委員会より推薦された者とする。

(定 員)

第3条 原則として定員は1名とする。

(任 期)

第4条 研究員の任期は1期1年通算2年とする。ただし、総合研究所委員会が認めた場合はさらに1年に限り延長することができる。

(申 請)

第5条 研究員となる前年度の3月末までに研究計画書を指導教授のもとで作成し、総合研究所に提出する。

(審査と決定)

第6条 総合研究所委員会の審査を経て大学評議会に諮り、学長が決定して任命する。

給与については別に定める。

(研究活動)

第7条 研究員は指導教授のもとで研究活動を行う。ただし、研究活動が不可能になった場合は、その旨を速やかに総合研究所長に申し出なければならない。

(義 務)

第8条 研究員は研究の概要報告を、研究初年度末までに総合研究所に提出しなければならない。また、研究活動終了の年度末までに研究成果を学術雑誌等に発表し、総合研究所に報告しなければならない。

2 研究員は総合研究所長の命による義務を担うものとする。業務内容については別に定める。

3 本条に定める義務が遵守されなかった場合、研究員の資格を失うものとする。

(規程の改廃)

第9条 本規程の改廃は、総合研究所委員会の議を経て大学評議会に諮り、学長がこれを行い、学部教授会及び研究科委員会に報告する。

附 則

1 本規程は、2004年4月1日から施行する。

附 則

1 本規程は、第6条を改正し、第9条を加える。

2 2004年4月1日から施行された改正規程の附則2を削り、2015年4月1日から施行する。

広島女学院大学における科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金に関する規程

2008.1. 8 制 定

2013.1.15 改 正

2015.3. 3 〃

(目的)

第1条 この規程は、広島女学院大学（以下「本学」という。）における文部科学省（以下「文科省」という。）及び日本学術振興会が交付する科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金（以下「科研費」という。）の運営・管理を事務組織規程第22条に基づき、総合研究所事務課（以下「総合研」という。）で行うこと及びその内容について定める。

(根拠)

第2条 科研費の運営・管理については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（法律第179号）」「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（政令第255号）」「科学研究費補助金取扱規程（文部省告示第110号）」「独立行政法人日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究等）取扱要領（規程第17号）」「文科省研究者使用ルール（補助条件）」「学振研究者使用ルール（補助条件）」及び本学の諸規則等の他、別に定めのない限りこの規程による。

(責任体系)

第3条 科研費に関する運営・管理を適正に行うための責任体系を「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正）」（以下「公的研究費のガイドライン」という。）に基づき、次のとおりとする。

- (1) 科研費について最終責任を負う最高管理責任者は学長とする。
- (2) 科研費について、最高管理責任者を補佐し実質的な責任と権限を持つ統括管理責任者は、総合研究所長とする。
- (3) 科研費について、実質的な責任者としてのコンプライアンス推進責任者は、学科主任とする。

2 各責任者の具体的な責務については、広島女学院大学における公的研究費の管理・

監査の基本方針（2015年2月3日学長裁定）に定める。

- 3 コンプライアンス推進責任者は、役割の実効性を確保する観点から、必要に応じて副責任者を任命することができる。副責任者は原則として総合研究所委員会の構成員から選ばれるものとし、コンプライアンス推進責任者の指示の下に業務を行う。

（総合研で行う業務）

第4条 総合研は、科研費について次の業務を行う。

- (1) 科研費研究者名簿（以下「研究者名簿」という。）への登録等に関すること
- (2) 応募・交付申請に関すること
- (3) 交付される科研費（直接経費・間接経費・分担金）の受領、執行・管理に関すること
- (4) 科研費による出張に関すること
- (5) 実績報告に関すること
- (6) 研究成果報告等に関すること
- (7) 内部監査に関すること
- (8) 不正防止とコンプライアンス教育に関すること
- (9) 他の研究機関の科研費に関すること
- (10) 学内外からの業務に関する問合せ及び科研費の使用に関する相談への対応
- (11) その他、文科省及び日本学術振興会の定めること

（研究者名簿への登録等）

第5条 文部科学省及び日本学術振興会の定める科研費への応募資格要件をすべて満たし、研究者名簿に登録することができる者は、次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 本学の専任教員（外国人契約教員を含む）
 - (2) 特別専任研究員
 - (3) 客員研究員
- 2 研究者名簿への登録・記載事項の変更等は、名簿への登録等を希望する者が所定の期間内に総合研に申し出るものとする。
- 3 研究者名簿に登録した者が第1項に該当しなくなった場合は、文科省の定める転出・退職等の所定の手続きを行う。

（科研費による研究活動）

第6条 研究代表者は、科研費の応募及び交付申請を行う場合、不正行為等を行わない旨の誓約書（科研様式20及び21）を提出しなければならない。また、研究分担者

は、研究代表者による補助事業が交付決定通知を受けた場合、不正行為等を行わない旨の誓約書（科研様式23）を提出しなければならない。

- 2 研究代表者及び研究分担者は、交付された科研費による研究活動について、文科省並びに日本学術振興会の補助条件及び本学の諸規則等を遵守しなければならない。
- 3 交付された科研費による研究代表者及び研究分担者等の研究活動は、本学の業務として行うものとする。

（科研費の執行・管理）

第7条 交付される科研費は、経理規程第2章第11条第2項に該当するものとする。

- 2 学長宛に送金された科研費は、研究代表者毎の預金口座に振り替えて管理する。なお、研究代表者毎の預金口座に振替えるまでの間に利息が生じる場合、及び、振替えた後に利息が生じる場合は、研究代表者に帰属し、その補助事業遂行の為に使用するものとする。
- 3 間接経費が交付された場合は、研究代表者毎の預金口座に振替えた後すみやかに所定の方法により譲渡の手続きを行い、本学は譲渡を受け入れる。譲渡された間接経費は、別に定める内規に基づき執行する。当該研究代表者が他の研究機関に所属することとなる場合には、直接経費の残額の30%に相当する額の間接経費を当該研究者に返還する。
- 4 科研費（直接経費・分担金）の執行の決裁者は、第3条第3号に基づき総合研究所長とする。
- 5 科研費（直接経費・分担金）により購入した設備、備品等については、研究代表者からの寄付を受け入れるとともに、当該研究者が他の研究機関に所属することとなる場合は、その求めに応じ当該研究者に返還する。
- 6 科研費（直接経費・分担金）の執行・管理の詳細については別に定める。ただし、他の研究機関に所属する研究分担者に分担金を配分した場合の分担金の執行・管理については、当該研究分担者が所属する研究機関の定め等に従う。

（内部監査）

第8条 文科省及び日本学術振興会の定める内部監査は、内部監査室が行う。

（他の研究機関の科研費）

第9条 他の研究機関の科研費について次の業務を行う。

- (1) 他の研究機関の研究分担者になる手続き
- (2) 他の研究機関の科研費による出張に関する手続き

第10条 コンプライアンス推進責任者は、科研費の運営・管理等について疑義等が生じた場合、公的研究費のガイドライン及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文科科学大臣決定）」（以下「不正行為のガイドライン」という。）及び本学諸規程の定めにより速やかに統括管理責任者へ報告しその指示に従うものとする。

（不正防止）

第11条 最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者は、公的研究費のガイドライン、不正行為のガイドライン及び本学諸規程の定めにより、科研費に関する不正を防止し適正な管理・監査の充実を図るため、不正防止計画推進部署を置くものとし、総合研究所事務課をこれに充てる。

2 前項の各責任者の具体的な責務及び不正防止計画推進部署の役割については、広島女学院大学における公的研究費の管理・監査の基本方針（2015年3月3日学長裁定）に定める。

（規程の改廃）

第12条 本規程の改廃は、大学評議会の議を経て学長が行う。

附 則

1 本規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則

1 本規程は、第1条、第3条、第5条、第7条及び第8条を改正し2012年4月1日から施行する。

附 則

1 本規程は、題目、第1条、第3条、第4条第1号及び第10号、第6条、第10条を改正し、第3条第2項及び第3項、第4条第8号、第5条第3号、第11条、第12条を加える。

2 本規程は、2008年4月1日から施行された規程の附則1を削り同2を1とし、2015年4月1日から施行する。

広島女学院大学受託研究規程

2009. 10. 13 制定

2015. 3. 3 改正

(目的)

第1条 この規程は、広島女学院大学（以下「本学」という。）における受託研究の取扱いについて定め、適正な事務処理を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「受託研究」とは、本学の専任教員が民間企業、官公庁等外部機関（以下「委託者」という。）からの委託を受けて公務として行う研究で、これに要する経費を委託者が負担し、研究成果を委託者に報告するものをいう。

(受入基準)

第3条 受託研究の受入は、本学の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生じるおそれがないと学長が認める場合に限り行うものとする。

(申込み)

第4条 本学に受託研究を委託しようとする者は、本学の専任教員と事前に協議の上、所定の受託研究申込書を、総合研究所を経て学長へ提出するものとする。

(受入の決定)

第5条 受託研究の申し込みがあった場合において、その内容が適切であると学長が認めたものについて、受け入れを決定するものとする。

2 前項において、申し込みの内容は、総合研究所委員会に設置される委員会（受託研究審査委員会）での審議を経て大学評議会に諮り、学長が決定するものとする

(契約の締結)

第6条 受託研究の受け入れを決定したときは、ただちに学長と委託者との間に受託研究契約を締結しなければならない。

(研究費の負担)

第7条 委託者は、当該研究の遂行に必要な経費を負担するものとする。

2 委託者が負担する経費の内、30%に相当する額を、本学の雑収入として研究に必要な間接経費の一部に使用する。

3 前項にかかわらず、次に該当する場合の間接経費の取扱いは、受託研

究契約の定めるところによる。

- (1) 委託者が国の機関、独立行政法人、地方公共団体である場合
- (2) 当該研究に対する社会的要請が強く、本学の教育研究上極めて有意義であるもの

(取得物品の帰属)

第8条 受託研究に要する経費により取得した設備備品の所有権は、原則として本学に帰属し、委託者に返還しない。

2 物品の調達、人件費の支払、旅費等の計算は、受託研究契約に定めがある場合を除き本学の規程に準拠して行うものとする。

(所管部署)

第9条 受託研究の取扱いに関する所管部署は、総合研究所事務課とする。

(規程の改廃)

第10条 本規程の改廃は、総合研究所委員会の議を経て大学評議会に諮り、学長がこれを行い、教授会に報告する。

附 則

1 本規程は、2010年4月1日以降に締結される受託研究から適用する。

附 則

1 本規程は、第10条を加え、第5条第2項を改正する。

2 本規程は、2009年10月13日制定の附則2を削って、2015年4月1日以降に締結される受託研究から適用する。

編集委員

佐藤 茂樹	総合研究所所長（代表）
柚木 靖史	総合研究所委員
関谷 弘毅	総合研究所委員
小野 育雄	総合研究所委員
渡部 佳美	総合研究所委員
中村 勝美	総合研究所委員

広島女学院大学総合研究所年報 Vol. 20

2016年7月31日発行 ©

〔非売品〕

編集代表 佐藤 茂樹

発行代表 湊 晶子

発行所 広島女学院大学総合研究所

〒732-0063 広島市東区牛田東四丁目 13-1

TEL (代)082-228-0386